

広報 いわくら



7.1
2015.No.1063



市の花／つつじ

特集 岩倉市名古屋コーチン振興組合 郷土の味を守り続ける

3



▲6月12日(金)、子育て支援センターに石黒栄一さん(東町)から、昨年秋の叙勲の記念として、デンマーク製大型遊具一式が、寄贈されました。



スマートフォンアプリ
iiwakun観光ナビ



iOS版



Android版

iiwakun 観光ナビ

検索



Facebook

<https://www.facebook.com/iwakun>

iiwakun フェイスブック

検索



@iwakuraiiwakun

<https://twitter.com/iwakuraiiwakun>

iiwakun ツイッター

検索

岩倉市は

交通安全都市宣言 (昭和37年1月27日)
核兵器廃絶平和都市宣言 (平成7年12月20日)
安全・安心なまち宣言 (平成16年12月6日)
環境都市宣言 (平成25年3月28日)
のまちです。

市政の窓

4

- ・平成27年8月1日から介護保険の費用負担が変わります 4
- ・平成27年度介護保険料額(本徴収額)決定通知書を送付します 5
- ・国民健康保険税の納付書を送付します 6
- ・国民健康保険税の軽減措置を拡大しました 6
- ・国民年金保険料の免除制度 7
- ・情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします 8
- ・平成27年度後期高齢者医療制度の保険料通知書を送付します 8
- ・後期高齢者医療制度の保険証を送付します 8
- ・「岩倉市地域産業活性化支援事業」を実施します 8
- ・ケアドカフェ“ひろみ”が1周年を迎えます 9
- ・「iiwakunキャラバン隊」がみなさんのところへお出かけします! 10
- ・下水道整備区域の皆さんへ 下水道受益者負担金の納付書を送付します 11
- ・結婚50周年、60周年のご夫婦をお祝いします 金婚・ダイヤモンド婚祝賀会 11
- ・節電でリサイクル運動 12
- ・『季節の野菜料理 プラス1品』 13
- ・第1回公共施設見学「ぐるっと岩倉+α」を実施します 13

岩倉市ほっと情報メールにご登録ください!

防災や防犯、イベントなどさまざまな情報をお届けします。

【空メールアドレス】

t-iwakura@sg-m.jp



- ・市役所などに自動体外式除細動器(AED)を設置しています 14
- ・図書館の夏休み期間中の臨時開館について 14
- ・PR大使い〜わくん 14

健康講座

15

Departamento de Informações ポルトガル語情報コーナー

29

保健師すこやか日誌

30

フォトニュース

31

科学クラブ岩倉 音と空気の不思議、アダプトプログラムの日、セントラル愛知交響楽団第21回岩倉定期演奏会〜和太鼓・大地の鼓動



表紙の写真

「稲づくり農業体験」

6月6日(土)、東町で42人が参加し、田植えを体験しました。(写真は、広報モニター山田幸哉さん提供)

暮らしのガイド

16

- 催し 16
- 募集 18
- 講座・教室 21
- 健康 23
- 相談・その他 24

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)
育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)
高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)
守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)
つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)



岩倉市名古屋コーチン振興組合

郷土の味を守り続ける

岩倉の特産品 名古屋コーチン

名古屋コーチンは、尾張の「地鶏」と中国産の「バフコーチン」の交配品種で、明治初期頃、旧尾張藩士の海部兄弟の手により誕生しました。名古屋コーチンの肉質は、歯ごたえとコクのある旨みが特徴で、明治38年には国産実用品種第1号として認定され、全国に広まりました。

岩倉市でも、肥沃な土地を生かし、明治時代から名古屋コーチンが飼育されてきましたが、昭和37年以降、飼育コストの低い外国産の種鶏「白色レグホーン種」や「ブロイラー種」が大量に輸入されたことにより、一時、名古屋コーチンは絶滅の危機に瀕しました。

しかし、昭和40年代後半になると、グルメ志向の高まりから昔ながらの「かしわ肉」の味を求める人が増加し、岩倉でも名古屋コーチンが飼育され、現在に至ります。

岩倉市名古屋コーチン振興組合

岩倉市では名古屋コーチンに携わる地元有志が集まり、名古屋コーチンを地場産業として振興することを目的として、昭和60年に岩倉市名古屋コーチン振興組合が設立され、今年で設立30周年を迎えました。

現在では、桜まつりなど市内のイベントや友好交流都市の大野市で開催される九頭竜紅葉まつりに出店するなど岩倉市内外で名古屋コーチンの周知を行うほか、生涯学習センターで開催される消費生活講座の「岩倉の名古屋コーチンと市の特産品であるちっちゃい菜」を使った料理教室への名古屋コーチン生肉の提供や学校給食への納入を行うなど、名古屋コーチンの普及、啓発に努めています。

●問合先 商工農政課農政グループ
(☎38・5812) まで。

「岩倉市名古屋コーチン振興組合」創立30周年記念事業

名古屋コーチン振興組合では、設立30周年を記念し、名古屋コーチンの味を一人でも多くの市民の皆さんに味わっていただくため、振興組合加盟店で記念イベントを開催します。

詳しい内容につきましては、岩倉市名古屋コーチン振興組合のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス
<http://torikatsu.jp/iwakura/>



市政の窓

平成27年8月1日から介護保険の費用負担が変わります

①負担割合が変わります

一定以上所得のある人は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になります。

★65歳以上の人で、合計所得金額が160万円以上の人が対象になります（単身で収入が年金収入のみの場合は、280万円以上）。

★合計所得金額が160万円以上でも実際の収入が280万円に満たない場合や、65歳以上の人が2人以上いる世帯で収入が低い場合があることを考慮し、世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

★2割負担となった場合でも月々の利用者負担には上限があり、上限を

超えた分は高額介護サービス費として支給されますので、2割負担となった全ての人の負担が2倍になるわけではありません。

★65歳未満の人および市民税を課税されていない人は対象外です。

※要介護認定を受けている人に7月中旬ごろから介護保険負担割合証を交付します。被保険者証と併せてサービス利用時に提出してください。

②介護保険サービス利用料の負担上限（高額介護サービス費の基準）が変わります

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が3万7千200円から4万4千400円になります。

★市民税の課税所得145万円以上の人がいる場合に対象になります。

★この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の人が1人の場合はその人の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により3万7千200円になります。

③食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

食費・部屋代（室料＋光熱水費）の負担軽減を受けられる人が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない人に限定されます。

★非課税世帯の人とは世帯全員が市民税を課税されていない人を指します。

★預貯金など（現金、有価証券なども含む）を一定以上の額（配偶者がいる人は合計2千万円超、いない人は1千万円超）お持ちの場合には軽減の対象外になります。

★また、配偶者が市民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外となります。

※申請の際に、通帳の写しなど（預貯金などがわかるもの）の提出と印鑑が必要になります。

④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する課税世帯の人は、室料相当の額を負担していただくことになります。

★特別養護老人ホームや、ショートステイ（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護）を利用する人のうち、相部屋（多床室）に入所しており、市民税非課税世帯に該当する人など食費・部屋代の負担軽減を受けている人は、部屋代負担の変更はありません。

★具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください（低所得の人の相部屋（多床室）の居住費の基準となる額は、1日370円（平成27年4月時点）から840円へと変更となります）。

●問合先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）まで。



平成27年度介護保険料額（本徴収額）決定通知書を送付します

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料が下表のとおり決定しました。

平成27年度の介護保険料は、前年の所得が確定するまでの期間を仮徴収期間とし、既に4月にお知らせしています。

今回、平成26年中の所得が確定し、年額保険料が確定したことに伴い、8月分以降の介護保険料額（本徴収額）について、7月中旬に「平成27年度介護保険料決定通知書」を郵送しますので確認してください。

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると、いざ介護サービスを利用しなければならぬ状況になったときに、「償還払い（利用者がいったん全額負担し、申請により9割または8割払い戻す制度）」に支払い方法が変更になったり、通常1割（平成27年8月以降は一定所得以上の人は2割）の利用者負担が3割に引き上げられたりするなどの制限がかかります。

こんなときはご相談を…

本来適用すべき所得段階の保険料等を負担すると生活保護が必要となる人が、保険料等が軽減されれば生活保護を必要としない状態となる場合に、本来よりも負担の低い保険料等を適用するための「境界層措置」という制度があります。

この制度の適用を受ける場合は、市役所2階福祉課に申請して「境界層該当証明書」の発行を受けるなどの手続きが必要です。

また、災害などの特別な事情があるときには、保険料の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

●問合先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）まで。

語句解説

★老齢福祉年金…明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人などに支給される年金です。

★合計所得金額…「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費相当額」を差し引いた額です。

★課税年金収入…老齢退職年金等の課税年金収入が対象であり、遺族年金・障害年金等の非課税年金収入は対象となりません。

平成27年度所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	計算方法	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	4,814円×0.45 ×12カ月	25,900円
	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	4,814円×0.63 ×12カ月	36,300円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,814円×0.75 ×12カ月	43,300円
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,814円×0.88 ×12カ月	50,800円
第5段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	4,814円×1.0 ×12カ月	57,700円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円未満の人	4,814円×1.13 ×12カ月	65,200円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	4,814円×1.25 ×12カ月	72,200円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	4,814円×1.5 ×12カ月	86,600円
第9段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	4,814円×1.65 ×12カ月	95,300円
第10段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	4,814円×1.75 ×12カ月	101,000円
第11段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が800万円以上の人	4,814円×1.85 ×12カ月	106,800円

国民健康保険税の納付書を送付します

平成27年度第4～12期分までの国民健康保険税の納付書を7月中旬に発送します。

今回発送する納付書は、前年所得金額等を基礎に算定した年税額から、すでに通知しました税額（第1～3期）を差し引き、9回に分割したものです。

◎年金からの特別徴収について

★国民健康保険に加入する65～74歳の世帯主のうち、次の①～③のすべてに該当する場合は、原則、特別徴収で納めていただきます（特別徴収を中止する届出をされている人は除きます）。

- ① 1年間に受け取る年金が18万円以上である。
- ② 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない。
- ③ 同一世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65～74歳である。

★平成27年度に初めて特別徴収となる世帯主の人は、10月から開始となります（第4～6期までは、納付書などにより納めてください）。

★特別徴収は、申し出により、口座振替へ変更することができます。詳しくは、納付書に同封の案内をご覧ください。

★特別徴収の要件に該当しなくなった世帯主は、9月以降は普通徴収となります。

◎税率等は、課税限度額のみを改正しました。

区 分		平成26年度 (改正前)	平成27年度 (改正後)
課税限度額	医療分	51万円	改正なし
	支援金分	14万円	16万円
	介護分	12万円	14万円

国民健康保険税は、国民健康保険を支える重要な財源です。皆さんが病気やケガをされたときの医療費をはじめ出産育児一時金、葬祭費など

に使われるものです。

保険税は、納付期限内に納めましょう。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

国民健康保険税の軽減措置を拡大しました



平成27年度分から、所得の少ない人に対する国民健康保険税の軽減措置（5割・2割）を拡大しました。計算方法については、下表のとおりです。

なお、該当する世帯については、所得の申告に基づいて算定をします。

※所得の申告がお済みでない場合は、申告をお願いします。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

平成26年度分

軽減割合	軽 減 と な る 基 準
7割	総所得金額等の合算額が33万円以下の場合
5割	総所得金額等の合算額が33万円+(24万5千円×被保険者数)以下の場合
2割	総所得金額等の合算額が33万円+(45万円×被保険者数)以下の場合



平成27年度分から

軽減割合	軽 減 と な る 基 準
7割	総所得金額等の合算額が33万円以下の場合
5割	総所得金額等の合算額が33万円+(26万円×被保険者数)以下の場合
2割	総所得金額等の合算額が33万円+(47万円×被保険者数)以下の場合

国民年金保険料の免除制度

国民年金は、保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除となる保険料免除制度を利用してください。

★過去2年以内の未納期間についても申請が可能です。

【法定免除制度】

障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している人などが届出を行うと保険料が免除されるものです。

【申請免除制度】

全額免除のほか、保険料の4分の3、2分の1、4分の1を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付（一部免除）があります。

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得（1月分から6月分の保険料免除については前々年の所得）がいずれも免除の基準以下の場合、申請により保険料が免除されるもの

国民年金の保険料が免除（猶予）されると…

免除等の種類	納める保険料額	免除される保険料額	老齢基礎年金額への計算
全額免除	0円	15,590円	免除期間は1/2で計算します。
3/4免除 (1/4納付)	3,900円	11,690円	免除期間は5/8で計算します。
半額免除 (半額納付)	7,800円	7,790円	免除期間は3/4で計算します。
1/4免除 (3/4納付)	11,690円	3,900円	免除期間は7/8で計算します。
若年者納付猶予	0円	猶予	猶予期間は年金額に反映されません。
学生納付特例	0円	猶予	猶予期間は年金額に反映されません。

※一部納付の免除は、「納める保険料額」欄の金額を納付しないと未納となり、老齢基礎年金額への計算に算入されません。

です。扶養している親族の人数などによって基準が異なります。
※平成27年7月から平成28年6月までの申請免除は、**7月1日から申請**できます。

【若年者納付猶予制度】

所得が一定額以上の世帯主と同居しているために、申請免除の対象とならなかった30歳未満の人について、本人（配偶者を含む）の所得が基準以下の場合、申請により保険料納付が猶予されるものです。

【学生納付特例制度】

大学・短期大学・各種学校などに在学されている人で、本人の前年所得額から各種控除後の金額が118万円以下の場合、申請により保険料納付が猶予されるものです。対象学校についてはお問い合わせください。なお、学生納付特例制度に該当する人は、申請免除制度を申請することはできません。

●保険料の追納

免除申請などが承認された期間については、10年以内であれば保険料を追納することができます。なお、3年度目以降に納める場合には、経過年数に応じた加算金がかかりますので、なるべく早めに納めることをおすすめします。

追納しなくても、免除などの期間中は、年金を受けるための資格期間に含まれます。また、一部納付については、納付部分の支払いをしないと未納となりますので、ご注意ください。

●承認期間

7月から翌年6月まで。

ただし、法定免除は免除理由が終了するまで、学生納付特例は4月から翌年3月まで。

承認されれば期間の始期までさかのぼります。ただし、失業や災害などの理由によるときは、その事由が発生した前月から承認されます。

なお、承認期間が終わり、引き続き免除などを希望される場合は、再度申請する必要があります。

ただし、7月からの免除などが継続審査となっている人（6月までの免除承認通知に継続審査とされている人）については、再度申請しなくても審査の結果、通知が年金事務所から郵送されますので、お待ちください。

●持ち物 年金手帳、印鑑

失業を理由として申請する場合、雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど。

学生の方は、**学生証**または**在学証明書**。

免除を希望する期間の年度の1月1日に岩倉市で住民登録をされていない人は、その年度の課税証明書が必要な場合があります。

●申込・問合せ先

一宮年金事務所
(☎0586・45・1415) または、市民窓口課窓口グループ年金担当 (☎38・5807) まで。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

市では、市民の皆さんの「知る権利」を保障するための情報公開制度と、市が保有する個人の情報を守るための個人情報保護制度を設けています。

情報公開制度について

情報公開制度は、皆さんの知りたい情報（岩倉市が作成または取得した公文書）を公開することにより、市政への理解、認識を深めていただくことをねらいとしています。

市が保管または管理している文書・帳票・図画などの情報について、情報の公開を請求することができます。

ただし、個人が識別できる情報など、公開できない情報もあります。

個人情報保護制度について

個人情報保護制度は、個人情報に関する皆さんの権利を明らかにすることにより、個人の権利と利益を保護することをねらいとしています。

本人に関する個人情報について、その情報の開示を請求することができます。

また、開示された情報に誤りがある場合や、適切な取り扱いがされていない場合に、訂正請求や利用停止請求をすることもできます。

●請求窓口 市役所3階行政課

●手続き ご自分の情報の請求には本人であることを確認できるものが必要です。

●負担費用

☆閲覧：無料

☆公文書の写しの交付：1面につき10円

☆公文書の写しの証明：1件につき200円

☆郵送の場合：郵便料金を加算

●適正使用 公開または開示された情報は、制度の趣旨に沿って正しく使用してください。

●公開を拒否された場合などの救済 請求に対する決定に対して不服を申し立てることができます。

平成26年度の制度運用状況

●情報公開制度

☆情報公開の請求件数：33件

☆情報公開の可否の件数：全部公開8件、一部非公開21件、非公開4件

●個人情報保護制度

☆自己情報の開示などの請求件数：開示請求41件、訂正請求3件

☆開示の可否の件数：全部開示20件、一部開示9件、不開示12件

平成27年度後期高齢者医療制度の保険料通知書を送付します

平成27年度の保険料を、平成26年中の所得に基づき決定しました。7月中旬に保険料通知書を送付します。保険料は納期限内に納めましょう。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38-5807）まで。

所得割額		被保険者均等割額		保険料額
(所得金額-33万円) ×所得割率9.00%	+	被保険者1人あたり 45,761円	=	(限度額57万円) *100円未満切捨

☆訂正の可否の件数：不訂正3件
☆不服申し立ての件数：4件
●問合先 行政課行政グループ（☎38-5804）まで。

後期高齢者医療制度の保険証を送付します

8月1日(土)からは、新しい保険証（若草色）をお使いください。

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留で郵送します。

なお、古い保険証は裁断して破棄してください。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38-5807）まで。

「岩倉市地域産業活性化支援事業」を実施します

市では、平成26年度に緊急雇用創出事業を活用して、市内事業所にアンケートやヒアリング調査を行いながら、「岩倉市の産業が元気になる取組をみんなで考える会議」を開催し、情報共有と意見交換を行いました。平成27年度も引き続き、商工会と連携して事業者による「Iwaura事業者円卓会議」を開催しながら、地域産業の今後の方向性や施策・取組について、検討していきま

す。

また、事業所における売上げアップ、販路開拓、広報・PR、新規事業展開など経営上のいろいろな課題、悩み等を相談できる地元企業の支援機能の強化を図るため、年間を通してセミナーや個別相談会、創業連続セミナーなどを行う、「岩倉市地域産業活性化支援事業」を実施します。

その事業の一環として、事業所を対象としたセミナーを開催します。また、その参加者を募集します。また、事業者による「Iwakura事業者円卓会議」のメンバーも募集します。ぜひ、ご参加ください。

事業所対象セミナー

●とき 8月5日(水)午前10時～11時30分

●ところ 生涯学習センター研修室1

●内容 富士市産業支援センター・Biz、岡崎ビジネスサポートセンターOKA-Bizにおける取組、売上げアップの事例紹介など

講師

小出宗昭さん(富士市産業支援センター・Bizセンター長、内閣官房地域活性化伝道師、経済産業省中小企業政策審議会中小企業経営支援分科

会委員、株式会社イドム代表取締役)

秋元祥治さん(岡崎ビジネスサポートセンターO&Bセンター長、中小企業庁よろず支援拠点事業全国本部アドバイザーボード、NPO法人G・net代表理事)

●募集定員 先着30人

●申込資格 市内で事業を営んでいる人

●申込方法 ①事業所名②事業所住所③参加希望者全員の氏名④連絡先電話番号をお電話にてお伝えいただくか、メールの本文にご記入いただき、送信してください。メールの件名は「セミナー参加希望」としてください。



▲秋元祥治さん



▲小出宗昭さん

●申込締切 7月24日(金)

「Iwakura事業者円卓会議」

●概要 各市内事業者が抱える課題などを持ち寄り、意見交換をしながら、情報共有を図り、地域産業の今

後の方向性や施策、取組について具体的に検討する会議です。

●とき 8月～平成28年2月で合計7回を予定しています。

第1回 8月27日(木)午後7時～

第2回 9月17日(木)午後7時～

第3回以降は会議の中で日程を決めていきます。

●ところ

第1回 市役所7階大会議室

第2回 市役所7階第2・第3委員会室

第3回以降は別途お知らせします。

●募集定員 10～20人程度

●申込資格 市内で事業を営んでいる人で、主体的に取組む意欲のある人

※8月5日(水)の事業者対象セミナーを聴講していただくことが条件です。

●申込締切 7月24日(金)

●申込方法 ①事業所名②事業所住所③参加希望者全員の氏名④連絡先電話番号をお電話でお伝えいただくか、メールの本文にご記入いただき、送信してください。メールの件名は「円卓会議参加希望」としてください。

●申込・問合先 商工農政課商工観光グループ(☎38・5812)まで。

で。

E-mail:shokono@city.iwakura.lg.jp

ケアドカフェひろみ が1周年を迎えます

認知症の人やその家族を始め、誰もが気軽に過ごせる居場所として、平成26年7月にオープンしたケアドカフェひろみ(いわくら認知症ケアアドバイザー会主催)が、この度、1周年を迎えます。それに伴い、7月限定でスタンプカードを配布します。

これを機に、昭和の雰囲気を感じながら、心地よい時間を過ごしませんか。

●とき 毎週木曜日午後1時～4時(スタンプカード配布は7月のみ)

●ところ 石仏町長福寺195

●参加費 20

0円(飲み物・おやつ付)

●問合先 長寿

介護課長寿福祉グループ(☎38・5811)まで。



「いゝわくんキャラバン隊」がみなさんのところへお出かけします！

市では、いゝわくんを「岩倉市PR大使」に任命し、いゝわくんを通じて観光情報の発信を行っています。いゝわくんを一人でも多くの人に知っていただき、また親しんでいただくため、今年度も「いゝわくんキャラバン隊」を結成し、市内の各地区や学校、保育園、幼稚園、福祉施設などのイベントへ訪問します。

また、その活動状況はいゝわくんFacebookやTwitterページでリアルタイムに皆さんにお知らせしていきますので、ぜひ、ご活用いただき、いゝわくんとお友だちになってください。

◇「いゝわくんキャラバン隊」の訪問先を募集します！

- **訪問内容** 握手会、写真撮影会、歌とダンス（いゝわくらだいすきいゝわくん）、盆踊り（みんなの岩倉いゝわくん）の披露など
- **訪問時間** 1箇所につき、30分程度
- **訪問の条件** ①特定の政治、思想若しくは宗教または営利活動のイベントでないこと。②人の目に触れず着脱ができる場所および駐車場が確保できること。③ブログ等による活動状況の発信を了承いただけること。詳しくは、「いゝわくんキャラバン隊」訪問実施要領をご覧ください。

- **費用** 無料（ただし、希望日が重複する時は、調整させていただく場合があります）
- **申込方法** 所定の訪問依頼書を商工農政課へ①直接提出、②メール（shokono@city.iwakura.lg.jp）でお申込みください。

- **訪問依頼書及び訪問実施要領** ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードしていただくか、商工農政課に設置してあります。



◇いゝわくんLINEスタンプが完成しました！

市では、特定非営利活動法人いゝわくら観光振興会に委託し、岩倉市観光まちづくり事業を実施しています。その一環として、いゝわくんのLINEスタンプを発売しました。スタンプは40種類あり、さまざまなシーンでご利用いただけますので、岩倉市といゝわくんのPRにぜひ、ご協力ください。

【ダウンロード方法】

LINEスタンプショップの検索欄に、「岩倉市」とご入力いただき、検索してください。

なお、ダウンロード時には、50コインが必要となります。

《スタンプ例》



◇いゝわくんのFacebook・Twitterの更新をしています！

「岩倉市PR大使」いゝわくんのFacebookページを開設しています。いゝわくんの素朴なつぶやき

や、マル秘サービスショット、キャラバン隊の活動など、いゝわくん盛りだくさんでお届けします。いゝわくんFacebookへのアクセスはこちら

<http://www.facebook.com/iwakun>



いゝわくんTwitterへのアクセスはこちら

<https://twitter.com/iwakuraiivakun>



◇岩倉を再発見！「いゝわくら観光ナビ」

「いゝわくら観光ナビ」は、3つの機能を備えた充実の観光ガイドアプリ。

Android携帯、iPhone/iOSに対応した「いゝわくら観光ナビ」が、Google Playストア、App Storeにそれぞれ公開されています。

いますぐダウンロードして、いゝわくんと一緒に岩倉市の魅力を再発見しよう！

アプリのダウンロードはこちら

Android : Google Playストアまたは、iOS : App Storeに「いわくら観光ナビ」と検索

●問合先 商工農政課商工観光グループ (☎38・5812) まで。

下水道整備区域の皆さんへ下水道受益者負担金の納付書を送付します

市では、公共下水道の整備が完了した区域から、毎年「受益者負担金賦課区域」を定め「受益者負担金」を賦課しています。

今年度の受益者負担金賦課区域の受益者（土地の所有者または建物の所有者など）の皆さんに、7月1日付けで納付書を送付します。内容をお確かめのうえ、納期限までに納付してください。

なお、口座振替を依頼された人には、口座振替のお知らせを送付します。

●受益者負担金制度 受益者負担金制度は、下水道の建設費すべてを税金でまかなうのではなく、下水道整備によって利益を受ける人（受益者）にも一部を負担していただく制度です。

●対象となる土地 下水道整備区域内にある土地は、すべて受益者負担金の対象となります。宅地だけでなく、空き地や駐車場、農地も対象になります。

ただし、農地については、農地でなくなるまで徴収が猶予される制度があります。

●納めていただく人 受益者負担金を納めていただく人（受益者）は、受益者負担金賦課区域の土地の所有者です。

ただし、その土地が地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となります。

●受益者負担金の額 受益者負担金賦課区域の土地に1回限り賦課するもので、一平方メートル当たり450円に定めています。

●納付方法 負担金額を5年に分割し、さらに1年を4回に分けて合計20回で納める「分割納付」と、第一期の納期に全額または1年分をまとめて納める「一括納付」があります。

第一期納期限の7月31日までに負担金を一括納付すると、前納報奨金制度により納付額が割引がかかりますので、早めの納入をお願いします。

下水道の接続工事はお早めに

今年度の受益者負担金賦課区域では、すでに下水道が使用できますので、一日でも早く下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。

工事は、岩倉市下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

受益者負担金の徴収猶予を受けている皆さんへ

受益者負担金の徴収が猶予されている土地の受益者は、その土地が農地でなくなった場合は届出が必要です。また、その土地の受益者を売買などで変更する場合も届出が必要ですので、お忘れのないようお願いいたします。

●問合先 上下水道課下水道グループ (☎38・5815) まで。

結婚50周年、60周年のご夫婦をお祝いします 金婚・ダイヤモンド婚 祝賀会

市では、結婚50周年、60周年を迎えられるご夫婦を招待して、金婚・ダイヤモンド婚祝賀会を開きます。

●とき 11月14日(土)午前10時

●ところ 総合体育文化センター多目的ホール

●内容 式典（祝いの品の贈呈など）、アトラクション

ど）、アトラクション

●対象 平成27年1月1日から12月31日までの間に、結婚50年目または60年目を迎えられるご夫婦。または、すでに結婚50年または60年目を迎えているが、（都合で）今までに申し出ていないご夫婦。

ただし、平成27年1月1日から祝賀会が行われる日まで引き続き市内にお住まいのこと。

【結婚50年目（金婚）】昭和41年1月1日から12月31日までに婚姻の届出をしている夫婦

【結婚60年目（ダイヤモンド婚）】昭和31年1月1日から12月31日までに婚姻の届出をしている夫婦

●申込方法 長寿介護課にある「金婚・ダイヤモンド婚を迎える夫婦申出書」にご夫婦の戸籍謄本を添えて（本籍が市内の場合は不要。）提出してください。

●受付期間 7月1日(水)～8月14日(金)（土・日曜日、祝日を除く）

●申込・問合先 長寿介護課長寿福祉グループ (☎38・5811) まで。



節電でリサイクル運動

～1 kWhの節電で資源収集袋をもらおう～

東日本大震災後、市民の皆さんには節電にお取り組みいただいているところですが、あらためて、市民の皆さんに楽しく節電を行っていただくため、「節電でリサイクル運動」を実施します。前年同月の電気使用量と比べて、1 kWh以上削減していただくと、市指定のプラスチック製容器包装資源収集袋（大）を削減量に応じてプレゼントします。ぜひ、ご参加いただき、節電と同時に環境にやさしいリサイクルを行いましょう。

〈熱中症にご注意ください〉

適切な室温管理や水分補給などを行い、無理のない範囲で節電にご協力ください。

●実施月および削減量の確認方法

平成27年7月および8月に節電に取り組んでください。削減量は、中部電力株式会社から発行される「電気ご使用量のお知らせ」から計算してください（下図参照）。

●対象者および申請方法

市内の同じ場所に1年以上在住している人が対象（事業所は除く）です。中部電力株式会社から発行される「電気ご使用量のお知らせ」と市内在住を示す書類（免許証や郵便物など）を環境保全課にお持ちください。

●プレゼントする袋の枚数

前年同月比で1 kWhの削減につき1枚プレゼント（1カ月分の申請につき20枚が上限）します。
※各月分ともに5,000枚限定とし、なくなり次第終了とします。
※小数点以下は切り捨てます。

●申請開始日

7月分は8月17日(月)から、8月分は9月14日(月)からそれぞれ受付を開始します。なお、両月分とも10月30日(金)までの受付とします。

ご持参いただく「電気ご使用量のお知らせ」の見方

① 平成27年 8月分
② 40.4 kWh
③ 40.4 kWh

●実施月の確認方法

左図①でご確認ください。なお、お知らせの月は実施月の1カ月後ですのでご注意ください。

①に「平成27年8月分」と記載
→7月分として受け付けます。

①に「平成27年9月分」と記載
→8月分として受け付けます。

※上記以外の月は受け付けません。

●電気の削減量の計算方法

上図②が今年度の使用量、③が前年度の使用量になります。③から②を引いた値が1 kWh以上の人が対象となります。

※オール電化の場合は、デイトタイム、ホームタイム、ナイトタイムの和を使用量としてください。

●問合先 環境保全課環境グループ（☎38-5808）まで。

『季節の野菜料理 プラス1品』 簡単!! 旬の美味しい野菜レシピ(夏の野菜編)



料理名<<トマトの卵炒め>>



材料 (2人分)
トマト 中1個
アスパラガス 2本
卵 1個
ごま油 大さじ1
塩 少々
こしょう 少々



(作り方) *1人分の野菜の分量 (85g)
①トマトはくし形に切り、アスパラガスは2~3cmの長さの薄い斜め切りにします。
②卵を割り、ほぐしておきます。
③フライパンにごま油を熱し、①のトマト・アスパラガスをさっと炒めます。
④③の中に溶き卵を流し入れ軽く混ぜ、塩・こしょうで、味つけしたら出来上がりです。

…メモ…

とにかく簡単、温かいトマトもおいしい!
真っ赤なトマトは栄養がいっぱいです。
特に注目されているのが、抗酸化作用のあるリコピンです。
生活習慣病予防や老化抑制にも効果があるようです。

☆「季節の野菜料理 プラス1品集」は岩倉市食生活改善推進員が作成したもので、保健センターで配布しています。

●**問合せ先** 健康課健康支援グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

第1回公共施設見学「ぐるっと岩倉+α」を実施します

小牧岩倉エコルセンター
小牧市大字野口2881番地9

新しくなったごみ処理施設を見学しよう!

●**とき** 7月17日(金) 午前9時 市役所東玄関集合、正午 解散

●**コース** 市役所 → 小牧岩倉エコルセンター → 市役所

※なお、当日の都合で解散時間に変更になる場合があります。

●**対象者** 市内に在住・在勤または、在学している人

●**参加費** 無料

●**募集人数** 20人

●**その他** 見学終了後にアンケートを実施します。

●**申込・問合せ先** 7月15日(水)までに、総務部協働推進課広報情報グループ(☎ 38-5802)へ申込んでください(電話可)。なお、申込みは平日の午前8時30分から午後5時15分までです(先着順)。



市役所などに自動体外式除細動器(AED)を設置しています

自動体外式除細動器(AED)は、突然死を引き起こす心室細動を電気ショックで治療する機器です。医師など医療関係者だけでなく、平成16年7月からは市民による使用も認められたことにより、愛知県でも公立高校や中部国際空港など設置が進みつつあります。

そして、愛・地球博(愛知万博)では4件の救命例があり、効果が示されました。岩倉市でも、この自動体外式除細動器(AED)を、市内23施設に設置しています。

病院外での突然死から、大切な人の命を救うためにいざという時に活用してください。

この自動体外式除細動器(AED)の取り扱い、電源を入れることにより始まる音声ガイドに従って操作をする簡単な仕組みになっていますが、消防署では毎月9日にこの

取り扱い方法を含めた講習会を行っていますのでぜひ受講してください。また、各種団体等による講習についても相談により開催させていただきますので気軽に電話をかけてください。

●自動体外式除細動器(AED)を設置した施設 市役所、保健センター、市民プラザ、総合体育文化センター、ふれあいセンター、市内中学校(2校)、市内小学校(5校)、図書館、さくらの家、南部老人憩の家、生涯学習センター、下寺保育園、中部保育園、第一児童館、第三

児童館、第四児童館、第五児童館、防災コミュニティセンター
●問合先 消防署(☎37・5333)まで。

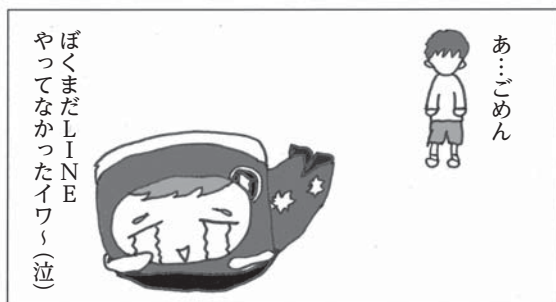
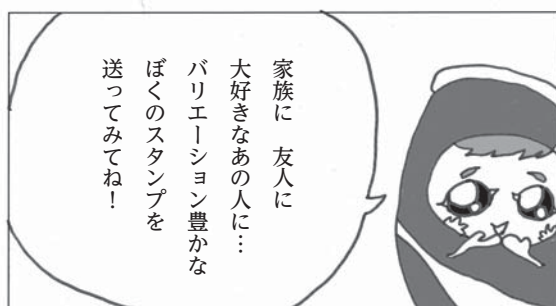
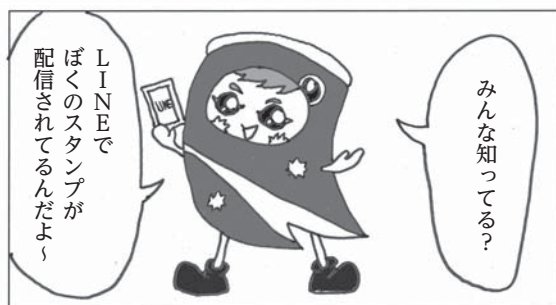
図書館の夏休み期間中の臨時開館について

図書館は、毎週月曜日(祝日を除く)と月末の日(土・日曜日を除く)が休館日ですが、学校の夏休み期間中に限り、月曜日の休館日も臨時に開館しますのでご利用ください。

開館時間は通常通り午前9時30分から午後7時までです。

●問合先 生涯学習課図書館グループ(☎37・6804)まで。

PR大使 いわくん



お詫びと訂正

広報いわくら6月15日号表紙で「第31回五条川小学校区スポーツデー」とあるのは「第31回五条川小学校区親子スポーツデー」の誤りでした。

謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

●問合先 協働推進課広報情報グループ(☎37-5802)まで。

健康講座

見過ごしてはいけない不整脈

心房細動と脳梗塞

岩倉市医師会 村瀬 洋介

今回は脳梗塞と関係する心房細動という不整脈についてお話しします。

心房細動は年齢とともに増加していく病気です。2005年における患者数は約71万人（人口の0・56割）でしたが、2050年には103万人（人口の1・09割）に達すると考えられています。これは実に70代の3・4割、80代の4・4割が心房細動に罹患することになります。

心房細動は心房という心臓の上側にある2つの部屋が細かく震えてしまつて収縮できなくなるために心房内に血栓という血の塊ができてしまい、それが血流にのつて心臓の外へ流れていき小さな血管に詰まると病気を起こします。頭の中で詰まると脳梗塞となり、言葉がしゃべれなくなったり、半身麻痺になったりと比較的大きな障害を起こします。

最近では芸能人がこの不整脈で脳梗塞になられた人が何人かいて社会的にも広く認知されるようになってきましたが決して稀な病気ではなく適切な治療が必要な病気です。

症状は無症状のこともあります。が、動悸、脈の乱れ、胸痛、息切れ、失神などがみられます。また時々心房細動になるが自然に治つてしまふ発作性心房細動と、心房細動のままでずっと治らない慢性心房細動があります。どちらであっても脳梗塞の発症頻度に差がないことがわかっています。

心房細動の発作が起これると通常は心拍数が1分間に100回以上の頻脈となり場合によっては心不全になります。このため治療は心拍数をゆつくりコントロールすること、血栓を予防する抗凝固薬という血液

を固まりにくくする薬を内服することが基本になります。

ではどのような背景の心房細動の人が脳梗塞になりやすいのでしょうか？ 心房細動による脳梗塞の危険因子として、心不全、高血圧、年齢（75歳以上）、糖尿病、脳卒中の既往が挙げられ、現在のガイドラインではこれらの危険因子が1つ以上あれば抗凝固薬による脳梗塞の予防が推奨されています。

これまではワルファリンという薬が心房細動の脳梗塞予防薬として長らく使用されてきましたが、効果に個人差があつて内服量が人によって違う、他の薬との相互作用で薬の効果が変わってしまう、食べ物の影響を受けて効果がなくなってしまうことがある、薬の効果を定期的に血液検査で確認して用量調節する必要があります

あるなどの煩雑さ、問題点がありました。数年前からこのワルファリンに替わる薬が登場しこれまでに4種類が発売されています。ワルファリンと同等の脳梗塞予防効果を持ち、上に挙げたような煩雑な問題点を持たない点で広く使用されるようになってきています。

心房細動による脳梗塞は大きくその後の人生が変わってしまうほどの影響力があります。動悸や脈の乱れを感じたら放置せず医療機関で相談されることが重要です。



暮らしのガイド

催し



●みどりの家の催し

◎ミニミニコンサート

5年前の10月に、みどりの家より一曲ライブでデビューした「おやじ三人バンド」が、紅一点を加え、『SAY, S (サイッズ)』として出演します。ジャズ、ロックのバンド合奏に、クラシックの歌曲、日本の曲も入れたプログラムを用意しました。ぜひお越しください。入場無料

▼とき 7月12日(日)午後2時

▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール

▼出演 SAY, S 合奏団

▼曲目 「我が心のジョージア」「フライミートウザムーン」「ひこうき雲」シューベルト歌曲集「冬の旅」から他

◎ふれあい交流会 みんなで「よさこい体験会」

みどりの家では、多世代

間の交流を目的として、ふれあい交流会を開催しています。

今回、鳴子踊りチーム『志響』の協力で、よさこい体験会を開催します。元気いっぱいの演舞披露もあります。

幼児から年配の人まで、どなたでも参加できますので、こぞってお集まりください。入場無料

▼とき 7月19日(日)午後2時

▼ところ みどりの家「ふれあい交流ホール」

▼定員 50人程度

※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

▼問合せ 地域交流センター みどりの家(☎66・6700)

●大雨から守ろう大切な町 総合治水推進ビジュアルボードフェア

総合治水を市民の皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

▼とき 7月17日(金)～23日(木) (7月20日(月)祝除く。)

午前8時30分～午後7時

▼ところ 市役所2階市民ギャラリー

▼総合治水ホームページ 総合治水に関する情報は、新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ (<http://www.sougo-chi.saijo.jp>) をご覧ください。

▼問合せ 維持管理課管理グループ(☎38・5813)

●岩倉市地域福祉計画推進事業

☆みんな あつまれ☆
公園で楽しく遊びませんか

地域福祉計画推進事業の一環として、公園で子どもたちに楽しく遊んでもらえるよう、車輪ころがしや竹馬などの遊具を使った遊びを企画しました。

外で遊ぶ機会が少なくなったこの頃、もっと公園を楽しむ場所として、親子一緒に遊びませんか。

ぜひご参加ください。

▼とき 7月18日(土)午前9時～10時30分

▼ところ 睦公園(新柳町二丁目46)

▼参加対象 小学生とその

住宅型有料老人ホーム イケア小牧 ご入居受付中 三ッ淵小学校より東へ約100m サカイ創建グループ 株式会社イケア	リハビリ特化型 デイサービス まごころ ご利用受付中 お問い合わせ・ご相談 ☎ 0568-42-6722 http://www.ii-care.co.jp
---	--

広告

今にゆとり 老後にゆとり	掛金は、全額所得控除で税金がおトク。 基本は終身年金。だから一生涯お受け取り。 自営業・フリーランスの味方です。 愛知県国民年金基金 国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。 平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。 〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル9F http://www.aichikin.or.jp フリーダイヤル ☎ 0120-43-63-73
----------------------------	--

広告

保護者

▼持ち物 飲み物、タオル

▼参加費 無料

▼申込み 不要

▼その他 雨天の場合は中止します。駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。

▼主催 岩倉市地域福祉計画・いわくら福祉市民会議

▼問合せ 福祉課障がい福祉グループ（☎38・5809）または、社会福祉協議会（☎37・3135）

●あゆみの家 講演会

あゆみの家では、心身の発達に遅れやつまずきのある子どもの育児に関心のある人を対象に講演会を行います。

入場は無料です。

▼とき 7月18日(土)午前10時～11時45分

▼ところ くすのきの家

▼テーマ 気になる子の「成人期を見すえての支援」

▼講師 田代波広さん（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわセンター長）

▼問合せ あゆみの家（☎66・5901）

●自然生態園でザリガニ釣り大会と夜の観察会を行います

◎ザリガニ釣り大会



自然生態園のトンボ池でザリガニ釣り大会を行います。

▼とき 7月18日(土)午前10時～11時30分(小雨決行)

▼ところ 自然生態園（北島町）

▼内容 午前10時から11時までザリガニ釣りをし、一番大きいものの重量で順位を決めます。上位3人には賞品を贈呈します。なお、参加者全員に参加賞を用意しています。

▼対象 小学生以下の子ど

も（定員30人）※保護者同伴でお願いします。

▼申込方法 環境保全課（☎38・5808）へ電話でお申し込みください。

※釣り竿やえさ、バケツ等は、各自持参してください（リール、テグス糸は禁止します）。

※雨天の場合：午前8時30分時点で降雨により活動を行うことが難しいと判断したときは中止とします。中止の確認につきましては、岩倉市ほっと情報メールによるお知らせのほか、午前8時30分以降に自然生態園にお問合わせください。

◎夜の観察会

自然生態園で「夜の観察会」を行います。

▼とき 7月25日(土)午後7時～8時(小雨決行)

▼ところ 自然生態園（北島町）

▼内容 カラスウリの開花や夜行性の昆虫、そしてせみの羽化などを観察します。普段あまり見ることのできない動植物の珍しい様子を観察できます。

※状況により観察する生物は変わる場合もあります。

▼対象 どなたでもご参加いただけます。ただし、小学校3年生以下の子どもが

参加される場合は保護者同伴でお願いします。なお、事前の申し込みは必要ありません。

※雨天の場合：午後5時30分時点で降雨により活動を行うことが難しいと判断したときは中止とします。中止の確認につきましては、岩倉市ほっと情報メールによるお知らせのほか、午後5時30分以降に自然生態園にお問合わせください。

▼問合せ 環境保全課環境グループ（☎38・5808）※当日の問合せ 自然生態園（☎66・6701）

市民スペース情報

●生涯学習センターギャラリー

【岩倉市生涯学習講座 江戸の伝統を紡ぐ「連鶴」講座・作品展】

▶とき 7月16日(木) 午前9時～22日(水) 午後3時

▶問合せ 生涯学習センター（☎38・0100）

【岩倉ぴんぼけ会・作品展】

▶とき 7月26日(日) 午後5時～8月1日(土) 正午

▶問合せ 田中（☎66・2992）

●市民スペースに関する問合せ 生涯学習課生涯学習グループ（☎38・5819）

白内障・緑内障検診 眼鏡処方 小牧山アピタ南隣 P有

小牧平田眼科

日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田 廣次

〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1 TEL(0568)74-6638

診療時間	日	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後3:30～6:30	○	○	○	○	○	○	△

■休診日 日曜・祝日・水曜午後
■診療科目 眼科・小児眼科
平田眼科 検索

広告

●あつまれちびっこ inいわくら



赤ちゃんから就学前の子どもたちの皆さん、親子で楽しい半日を過ごしませんか。親子遊び、ミニアスレチック、ボールプールなど楽しいことがいっぱいです。

いっわくんも来るよ！

▼とき 7月25日(土)午前10時30分～正午

▼ところ 総合体育文化センター多目的ホール・親子リズム室・卓球室・ふれあいホール

※事前の申し込みは必要ありません。当日ご参加ください。

▼問合先 子育て支援課児童グループ (☎38・5810)

●社会を明るくする運動講演会



7月は、犯罪や非行のない社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の強化月間です。江南保護区保護司会では、街頭活動や広報車による啓発のほか、Paix²のお2人をお迎えして、講演会を開催します。

▼とき 7月26日(日)午後1時45分～3時30分(開場午後1時30分)

▼ところ 総合体育文化センター多目的ホール

▼演題 Paix² トーク&ライブ

【アーティストプロフィール】：Paix² (ペペ) はフランス語で平和を意味します。二人組なので、Paixを二乗して(ペペ)と呼びます。刑務所や少年院などの矯正施設で行う慰

問活動を精力的に行っています。そんな活動の特徴から「受刑者のアイドル」の愛称で呼ばれています。

▼入場料 無料

▼主催 江南保護区保護司会

▼後援 岩倉市更生保護女性会ほか

▼問合先 江南保護区保護司会事務局 (江南市役所福祉課 ☎54・1111、内線255)

希望の家

●「わくわく体験教室」を開催します

独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金助成活動」

◎「これできみも喫茶店マスター」

コーヒーマスターの焙煎(ばいせん)にチャレンジして、カフェオレを作る予定です。簡単な菓子作りも行います。

▼とき 7月28日(火)午前10時～午後3時

▼定員 20人(先着順)

▼対象 小学生

▼参加費 500円

▼持ち物 弁当(お腹の負担にならない程度)・水筒

▼申込・問合先 電話で希望の家へお申し込みください(☎37・4191)

●岩倉市ジュニアオーケストラ第15回定期演奏会

15回目となる今回の演奏会はチャイコフスキーの「スラヴ行進曲」やモーツァルトの楽曲を演奏します。ぜひご来場ください。

▼とき 9月6日(日)開場：午後1時30分、開演：午後2時、終演予定：午後4時

▼ところ 総合体育文化センター多目的ホール

▼指揮 古谷誠一

▼ホルン 高橋由佳

▼演奏 岩倉市ジュニアオーケストラ

▼曲目 チャイコフスキー「スラヴ行進曲」・「くるみ割り人形」組曲、モーツァルト「ホルン協奏曲No.1、ビゼー「カルメン」組曲より ほか

▼入場料 500円(全自由席)

※3歳以下は入場できません。

▼チケット発売日 7月7日(火)

募集



●初心者卓球教室参加者



岩倉卓球スポーツ少年団では、次のとおり初心者卓球教室を開きます。

▼とき 8月2日(日)から12月20日(日)までの毎週日曜日午前9時から午前10時30分

▼ところ 岩倉東小学校体育館

▼対象 小学生、中学生の男女

▼参加料 無料

▼持ち物 タオル・シューズ・ラケット・水筒

▼申込日時 会場受付

▼問合せ 岩倉卓球スポーツ少年団 北上（☎37・6126）

●やぐらの上で盆おどりを踊ってみませんか！



8月21日(金)・22日(土)（予備日23日(日)）に開催されるいわくら夏まつり市民盆おどりで、やぐらのステージで踊られる団体を募集します。希望団体で、日にち、時間、曲目の抽選を行いますので日時等を複数ご用意のうえ、抽選会場に直接お越しください。なお、希望団体応募多数

の場合は、合同になったり、踊れない場合もありますので、ご承知おきください。

▼抽選日時 7月13日(月)午後1時30分（時間厳守）

▼ところ 市役所7階大会議室

▼資格 ある程度の人数で、やぐらの上で踊れる団体

▼候補曲 岩倉が好きです、岩倉音頭、みんなの岩倉いっわくん、ダンシングヒーロー、相馬盆唄、炭坑節、郡上節、ホームラン音頭など

▼問合せ 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）

●平成27年度母子家庭等就業支援講習会の受講者

母子家庭の母等が、就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の受講者を募集します。

▼対象者 愛知県内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の人で就業意欲があり、講習の全日程に出席できる人（講習内容により条件があります。）

す。）

▼受講期間 10月から平成28年3月の間で5日間から20日間（講習内容により異なります。）

▼講習内容（かつこ内は講習場所）

・パソコン講習初級（岡崎）

・パソコン講習お仕事応用（豊橋）

・介護職員初任者研修（金山）

・登録販売者講習（名古屋駅）

※右記の4講座は父子家庭の父も受講できます。

・パソコン講習中級（金山）

・調剤薬局事務講習（名古屋駅）

・経理事務講習（名古屋駅）

・介護職員初任者研修（名古屋駅・知立）

▼受講料 原則として無料です。ただし、教材費、交通費等は自己負担となります。

▼募集期間 7月31日(金)～

8月21日(金)

▼申込先 子育て支援課児童グループ（☎38・5810）

※詳しい募集要領について、事前に左記の問合せ先にご照会ください。

▼問合せ 愛知県母子寡婦福祉連合会（☎052・915・8862）

●平和に関するポスター

1

今年、戦後70年および岩倉市核兵器廃絶平和都市宣言から20年を迎える節目の年です。平和の尊さを市民の皆さんに考えていただくために、平和に関するポスターの募集を行います。

▼応募資格 市内に在住または在学・在勤の人

▼用紙 四つ切りサイズの画用紙に平和に関する内容を自由に表現してください。縦書き、横書きは自由です。

▼応募方法 応募作品の裏面に必要事項を記入した応募用紙を貼付して秘書企画課へご応募ください。※応募用紙は市役所5階秘書企画課でお渡しするほか、市のホームページ（アドレス裏表紙参照）からもダウンロードができます。

▼募集期間 7月1日(水)～8月31日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。

▼展示・表彰 11月8日(日)総合体育文化センター（市民ふれ愛まつり会場）で作品の展示を行います。なお、優秀な作品は、記念品をお渡しします。

▼注意事項 (1)作品の諸権利は岩倉市に帰属します。

(2)お預かりした個人情報については、審査・入選者の発表を利用目的とし、応募者の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

▼問合せ 秘書企画課秘書人事グループ（☎38・5801）

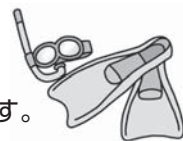
★コンビニエンスストアですべての市税が納付できます★

お送りした納付書は、納期限を過ぎるとコンビニエンスストアで納付できなくなりますので、ご注意ください。納期限後に納付を希望される場合は、税務課までご相談ください。

▶問合せ 税務課収納グループ（☎38-5806）

スポーツ教室参加者募集（夏季）

- **募集期間** 7月3日（金）～15日（水）（先着順）
- **受付場所** 市役所6階生涯学習課スポーツグループ
※ジュニア体操教室に関しては、総合体育文化センターが受付場所になります。
- **参加資格** 市内に在住・在勤・在学している人で教室ごとに定める対象者
- **その他** 電話での受付はできませんのでご了承ください。また、1人で複数名分の受付はできませんのでご注意ください。
承諾書を記入する際には、印鑑^{かん}が必要ですので持参してください。
- **問合せ先** 生涯学習課スポーツグループ（☎38-5819）または、総合体育文化センター（☎66-2222）



シュノーケリング教室

〈体育協会主催〉



- **対象** 小学校4年生～中学生とその保護者
（子どものみの参加は保護者の同意として、承諾書を書いていただく必要があります）
- **定員** 27人
- **参加料** 小学校4年生～中学生 6,000円
保護者 7,000円
- **開催日** 7/22（水）
- **時間** 午前7時30分出発 午後6時頃帰着予定
発着場所は総合体育文化センター駐車場
- **会場** 若狭三方マリンパーク
- **講師** ワイズダイビングサポート
- **持ち物** タオル・水着・水筒・ゴーグル
- **内容** 日本海の透き通った景観のなかで磯遊びとシュノーケリングが楽しめます。教室中はインストラクターが付き添います。

ジュニアボウリング教室

〈体育協会主催〉



- **対象** 小学生（子どものみの参加は保護者の同意として、承諾書を書いていただく必要があります）
- **定員** 25人
- **参加料** 5,000円（レーン代・貸し靴代込み）
- **開催日** 7/28～31（4日間）
- **時間** 午前10時～11時30分
- **会場** 稲沢グランドボウル
- **講師** JBC認定プロボウラー
- **持ち物** 運動のできる服装・靴下・タオル
- **内容** プロボウラーに教えてもらえますので短期集中でボウリングが上達するかも！！送迎バスもあります（午前9時30分総合体育文化センター発）ので気軽にご参加ください。

ボウリング教室

〈体育協会主催〉



- 対象 16歳以上
- 定員 25人
- 参加料 5,000円(レーン代・貸し靴代込み)
- 開催日 8/4, 11, 18, 24(4日間)
- 時間 午前9時30分～11時30分
- 会場 稲沢グランドボウル
- 講師 JBC認定プロボウラー
- 持ち物 運動のできる服装・靴下・タオル
- 内容 プロボウラーに教えてもらえますので短期集中でボウリングが上達するかも!!送迎バスもあります(午前9時総合体育文化センター発)ので気軽にご参加ください。

ジュニア体操教室

〈指定管理者主催〉※総合体育文化センター受付



- 対象① 年少～年長までの園児
- 対象② 小学校1～3年生
- 定員 各30人
- 参加料 2,500円(保険料含む)
- 開催日 8/3, 10, 17, 24(4日間)
- 時間① 午後4時～5時
- 時間② 午後5時15分～6時15分
- 会場 総合体育文化センター2階 アリーナB面
- 講師 健康運動指導士
- 持ち物 運動のできる服装・タオル・屋内シューズ
- 内容 跳び箱・マット運動・鉄棒などを中心に行います。夏休みの期間で苦手な種目を克服しよう!

講座教室



●岩倉市消費生活講座



市民の皆さんが日常生活に役立つ知識を学び、よりよい消費生活を送っていただくことを目的として消費生活講座を開催します。ぜひご参加ください。

◎笑い体操で健康になる!

最近、「笑い」が健康法として注目を集めていることをご存知ですか。笑いは、免疫力の増加など体を健康にする働きがあるようです。今回の講座では、笑い体操を行います。体を動かしながら笑えば、きっと心も体もリフレッシュしますよ。

▼とき 7月22日(水)午前10時

時 11時30分

▼ところ 市民プラザ多目的ホール

▼講師 愛知笑い健康事務局 河村聡枝さん

▼受講料 無料

▼定員 50人(先着順)

▼その他 動きやすい服装でお越しください。

◎幸せ収納!片づけのコツを知ろう

家の中には物がいっぱい。片づけたいと思うけれど、物を捨てるのはためらわれて…。

そんな悩みを持つみなさん、居心地のいいお部屋づくりのきっかけに、幸せになれる「片づけの考え方」を学んでみませんか。

▼とき 7月29日(水)午前10時～11時30分

▼ところ 生涯学習センター 研修室2

▼講師 幸せ収納インストラクター 八田和子さん

▼受講料 無料

▼定員 50人(先着順)

▼主催 岩倉市

▼企画・運営 岩倉市消費生活モニター

▼申込方法 電話でお申込みください。

▼申込・問合先 商工農政課 商工観光グループ(☎38・5812)

●夏休みに親子で下水道の役割を学び水の大切さを考えよう！



夏休みに、親子下水道教室が五条川右岸と五条川左岸浄化センターでそれぞれ開催されます。

▼内容 浄化センターの見学や顕微鏡による微生物の観察、水の汚れを測る実験など下水道のしくみを楽しく学習します。

▼費用 無料

▼持ち物 タオル、水筒、子ども用の上履き（大人用スリッパは用意します）

▼その他 動きやすい服装・運動靴で参加してください。

※各会場へは直接自家用車等でご来場ください。

▼主催（公財）愛知水と

緑の公社

◎五条川右岸親子下水道教室

▼対象 小学生（保護者同伴）

▼とき 7月24日（金）

・午前の部：午前10時～正午

・午後の部：午後1時30分～3時30分

▼ところ 五条川右岸浄化センター（北島町権現山7・1）

▼定員 各20人程（先着順）

▼受付期間 7月1日（水）～（平日の午前9時30分から午後5時まで）

▼申込・問合先 五条川右岸浄化センター（☎66・8651）

◎五条川左岸親子下水道教室

▼対象 小学4～6年生（保護者同伴）

▼とき 7月27日（月）

・午前の部：午前10時～正午

・午後の部：午後1時30分～3時30分

▼ところ 五条川左岸浄化センター（小牧市新小木四丁目47）

▼定員 各10組程度（先着順）

▼受付期間 7月1日（水）～23日（木）（平日の午前9時から午後5時まで）

▼申込・問合先 五条川左岸浄化センター（☎056

8・75・2911）

●精神保健福祉ボランティア養成講座

心の病は誰にでも起こりうることです。

心の健康について考え、「こころの病む人」に対する理解を深め、自立と社会参加を支援する精神保健福祉ボランティアの養成講座を開催します。

▼とき・内容 下表のとおり

▼ところ ふれあいセンター3階視聴覚室兼研修会議室

※3日目（7月29日）のみ桜桂会障害福祉施設（犬山市大字塔野地字大畔216 ☎0568・63・0221）

※駐車場に限りがありますので、乗り合わせもしくは、公共交通機関での来場にご協力ください。

▼対象者 心の健康やこころの病む人の福祉に関心があり、ボランティア活動に関心のある人

▼定員 30人（先着順、定員を超える場合は、4回連続参加される人を優先）

▼受講料 無料

▼申込期間 7月1日（水）～13日（月）

▼申込・問合先 江南保健所健康支援課こころの健康

推進グループ（☎56・2157）

と き	内 容	講 師
7月15日（水） 午後2時～4時	精神疾患とは	愛知県精神保健福祉センター 精神科医 藤城 聡さん
7月22日（水） 午後2時～4時	精神障害をもった方の特性や対応について	就労継続支援施設「しらゆり・ワーク」 精神保健福祉士 福田秀人さん
	グループワーク	
7月29日（水） 午後2時～4時	地域で生活を支えるとは	地域活動支援センター「希楽里」 施設長 渡辺久佳さん
	施設見学	医療法人桜桂会 犬山病院 桜桂会 障害福祉施設
8月7日（金） 午後2時～4時	ボランティアとは	岩倉市社会福祉協議会 職員 大西 美帆さん
	ボランティア活動の紹介・見学	ボランティアグループ「あい・愛」 代表者 フリースペース あみーごボランティア
	グループワーク	岩倉市社会福祉協議会職員 大西 美帆さん 江南保健所職員

子どもゆめ基金助成活動
わくわく手作り教室
七宝焼にチャレンジ！



みどりの家では、夏休みに親子（小学生以上）で、七宝焼の楽しさを体験していただくため、親子七宝焼講習会を開催します。

▼とき 7月23日(木)、24日(金)（時間は午前9時～正午）

▼ところ みどりの家工芸体験室 ※駐車場がありませんので車でのお来場はご遠慮ください。

▼参加費 500円

▼定員 各日20人（計40人、先着順）

※子ども（小学生以上）のみの参加はご相談ください。

▼申込・問合せ 地域交流センターみどりの家（☎66・6700）

こどもの救命講習会
もしものときにあわてないで！



こどもの事故やけがは、未然に防ぐことが大切です。こどもの起こしやすい事故やけがのお話を聞き、子どもが事故にあったり、けがをした時に、的確な応急手当が施せるように基礎的なことをお父さん、お母さん等家族で学んでみませんか。

▼とき 7月26日(日)午前9時30分～11時

▼ところ 保健センター2階視聴覚室

▼内容 講演「こどもを事故から守ろう」、実技「こどもの救急救命法」

▼講師 岩倉市消防職員（救急救命士）

▼対象 乳幼児の親等

▼定員 30人（先着順）

▼申込 7月2日(木)から保健センターで受け付けます

●普通救命講習会

（電話可）。
▼申込・問合せ 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎37・3511）

消防署では、毎月9日（3月と9月は上級救命講習会）に、普通救命講習会を開催しています。

通報を受けてから救急車が到着するまでの間、身近にいる人が適切な応急手当を実施できるよう、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた心肺蘇生法や、止血法の講習会を行っています。

受講された人には、修了証をお渡しします。なお、すでに受講された人については、2年から3年ごとに再講習を受けていただきますようお願いいたします。

▼とき 毎月9日午後1時30分から3時（上級救命講習会は午前9時から8時間）の予定で行います。

▼ところ 消防庁舎2階大会議室

▼定員 1回の講習につき30人

▼申込先 随時消防署で受け付けています。電話でも

●30歳以上の人と妊婦さんのための成人歯科健康診査



歯科健診を定期的に受けることで、むし歯や歯周病を早期に見つけることができます。また、早期に治療にかかることで症状が悪化してからかかるよりも治療期間の短縮、治療費の軽減、治療中の痛みも最小限に抑えられます。1年に1度、歯科健診を受けることを習慣にしましょう。

▼とき 7月1日(水)～15日(水)（土・日曜日を除く。）

※9月、10月に13日間実施します。詳しい日程は広報いわくらでお知らせします。

▼受付時間 午後零時40分～2時10分

▼ところ 保健センター

※駐車場が少ないため、車でのお越しはご遠慮ください。

▼対象 30歳以上の人（昭和61年3月31日以前に生まれた人）および妊婦

▼定員 各日16人

▼診査内容 歯牙・歯周診査、相談、指導、口臭測定（希望者）

▼費用 無料

▼申込方法 保健センターで受け付けます（電話可、先着順）。

※予約が必要です。

▼申込・問合せ 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎37・3511）



減、治療中の痛みも最小限に抑えられます。1年に1度、歯科健診を受けることを習慣にしましょう。

▼とき 7月1日(水)～15日(水)（土・日曜日を除く。）

※9月、10月に13日間実施します。詳しい日程は広報いわくらでお知らせします。

▼受付時間 午後零時40分～2時10分

▼ところ 保健センター

※駐車場が少ないため、車でのお越しはご遠慮ください。

▼対象 30歳以上の人（昭和61年3月31日以前に生まれた人）および妊婦

▼定員 各日16人

▼診査内容 歯牙・歯周診査、相談、指導、口臭測定（希望者）

▼費用 無料

▼申込方法 保健センターで受け付けます（電話可、先着順）。

※予約が必要です。

▼申込・問合せ 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎37・3511）

●消化器系難病患者家族教室

江南保健所では、潰瘍性大腸炎やクローン病の消化器系難病の患者さんとその家族を対象に、医療講演会を開催します。

専門医の先生から病気や治療、日常生活での工夫点等を講義いただき、みなさんの質問にも答えていただきます。

また、管理栄養士からは、食事のポイントについてお話しします。参加希望の人、関心のある人はご連絡ください。

▼とき 7月31日(金)午後2時～4時

▼ところ 江南保健所3階大会議室

▼内容・講師

「炎症性腸疾患の理解と最新治療について」、講師：磯部祥さん（医療法人山下病院医師）

「炎症性腸疾患の食事のポイント」、講師：宮田絹江さん（医療法人山下病院管理栄養士）

▼参加費 無料

▼申込期間 6月29日(月)～7月29日(水)

▼申込・問合せ先 江南保健所健康支援課地域保健グループ難病担当（☎56・2157）

●熱中症の予防には「暑さを避けること」と「水分補給」が大切です！



熱中症とは、からだに熱がこもって体温調節ができなくなり、脱水症状を起こした状態をいいます。重症になると死に至る可能性があります。

熱中症は7月から8月に多く発生します。気温は、22～37度の広い範囲に分布しており、湿度が高ければ気温がそれほど高くなっても発生します。時間帯は午前10時から午後6時に多く発生しています。外出時には特に注意が必要です。

暑さを避けましょう

暑い日中の屋外での活動は、十分に水分をとっていても危険です。炎天下での外出は控えましょう。外出

時は帽子や日傘で直射日光を避けることが大切です。エアコンを使って温度を調整しましょう

高齢者の熱中症は室内で多く発生しています。暑さが目で見て分かるように湿度計付きの温度計を設置し、室温28度、湿度70％を越えないようにエアコンをつけましょう（冷やしすぎにも注意してください）。のどがかわいたと思う前にこまめに水分をとりましょう

人間のからだは、呼吸や皮膚からの蒸発で、何もなくても1日900ミリリットルの水分が失われています。さらに、日常生活の中でも水分を失いますので、1日に1・3リットル程度（約コップ8杯分）の水分摂取が必要です。屋外での作業やウォーキングなどの時には、15～20分ごとに一口～200ミリリットル程度の水分をとるようにしましょう。

アルコールは尿や汗で失う水分量を多くするため、水分補給にはならないのでご注意ください。

こんな症状がいたら要注意！

- ①急に元気がなくなる
- ②ぼんやりする
- ③頭が痛い

④めまい・吐き気
もし熱中症にかかってしまったら

『意識がない』あるいは『呼びかけに対する返事がおかしい』場合は、すぐに救急車を呼んでください。また、『自力で水分をとることができない』場合も緊急で医療機関に搬送する必要があります。熱中症が疑われる場合には、そのことを救急隊や医療機関に伝えてください。

暑い夏は決して無理をせず、熱中症にからないように過ごしましょう。

▼問合せ 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎37・3511）



●たんぽぽ出張相談

一宮東特別支援学校では、お子さんの発達が気になる保護者や障害のあるお子さんの養育で不安のある保護者を対象に、本校でたんぽぽ相談を行っています。今

年度も、気軽に参加いただけるよう夏季休業中に出張相談を2日計画いたしました。相談を希望される人は、ぜひ連絡してください。

なお、申し込みは完全電話予約制です。7月24日(金)までに連絡してください。

【たんぽぽ出張相談】

▼とき・ところ 8月4日(火)午前9時～午後4時（扶桑町総合福祉センター、☎91・1151）

8月5日(水)午前9時～午後4時（小牧市ふれあいセンター、☎0568・77・0123）

相談費用は無料です。相談内容については、秘密を厳守いたします。

▼予約受付時間 月～金曜日（祝日は除く） 午前9時～午後5時

▼問合せ 愛知県立一宮東特別支援学校 たんぽぽ相談係（一宮市丹羽字中山1151番地1、☎0586・51・5311）

●『就職』に関する相談窓口を開設します

例えば、自分のやりたい仕事を絞り込めない、自己PRの仕方が分からない

：そんな就職に関する悩みはありませんか。

市では、就職活動に関するさまざまな悩みをお持ちの若者や大学・高校等を卒業後も未就職の状態にある若者やその家族を対象に若年者就職相談窓口を開設しています。

▼とき 7月27日(月)①午後1時～1時50分、②午後2時～2時50分、③午後3時～3時50分

▼ところ 市役所1階市民相談室

▼定員 3人(各時間1人/50分)

▼相談料 無料

▼アドバイザー 福永英子さん

▼対象者 45歳未満の若年者(大学、短大等の学生を含む。)(およびその家族)

▼申込受付期間 7月1日(水)～17日(金)

▼申込・問合せ先 商工農政課 商工観光グループ(☎38・5812)

●ご存知ですか？ シルバー人材センターを！

お困りの際は…シルバー人材センターでは、屋内・

屋外清掃、除草だけでなく各種修繕、塗装等登録会員の知識と経験を生かした就業をしています。「こんな仕事もお願いできるの?」とお困りの際には、一度ご連絡ください。会員でできることがあれば就業させていただきます。営利を目的としない公共的、公益的な団体ですので安心です。

会員を募集しています

一緒にシルバー人材センターで働きませんか?

シルバー人材センターでは、市内在住の原則60歳以上の人で健康で働く意欲がある人を会員として募集しています。シルバー人材センターの活動や主旨に賛同していただける人は、ぜひ入会説明会にお越しください。入会説明会は、毎月第1水曜日に行っています。また、会員相互の交流会等も行われていますので、新しい仲間作りの場ともなり、より充実した日常が期待できます。

▼資格 ①市内に在住する原則60歳以上の人、②健康で働く意欲のある人、③シルバーの理念に賛同された人

▼問合せ先 岩倉市シルバー人材センター(☎66・2223)

●ストップ・ザ交通事故 故高めようモラル守ろうルール



夏の交通安全県民運動7月11日(土)～20日(月)

夏本番を迎え、海や山のレジャーの本格的なシーズンの到来となります。

この時期は、暑さやレジャーの疲れから注意力が散漫になった運転者や、外出の機会が増える子どもや、暑さで体力の低下が心配される高齢者の交通事故の危険が高まります。

また、夏の開放感からスピードの出過ぎや飲酒運転による交通事故も心配されます。

思いやりの意識を高め、交通マナーを向上させましょう。

▼重点実施項目

・子どもと高齢者を交通事故から守ろう

・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

・飲酒運転を根絶しよう

青空駐車はやめよう

道路は車庫ではありません

道路交通法の規定による駐車禁止場所でなくても、長時間、道路に駐車する行為は、

・通学の障害になる

・交通事故を誘発する

・救急・消火活動の妨げになる

等、他に迷惑を及ぼし、また地域の生活環境を乱す原因となります。

自動車は、決められた保管場所に駐車してください。

▼青空駐車(長時間駐車)とは

自動車の保管場所の確保等に関する法律(保管場所法)に違反するような路上駐車や、

・自動車が道路上の同じ場所に、引き続き12時間以上駐車すること。

・自動車が夜間(日没時から日の出時までの時間)道路上の同じ場所に、引き続き8時間以上駐車すること。

【罰則】自動車の保管場所の確保等に関する法律(保管場所法)違反により、20万円以下の罰金

▼問合せ先 江南警察署 交通課(☎56・0110)

入札結果

(5月21日～28日)

工事名等	工事場所等	契約業者名	契約金額(円)	期 間
配水管布設工事(申込27-4号)	八剣町地内	伊藤水道工業(株) 岩倉支店	3,294,000	5/26～7/24
岩倉市ふれあいセンター外壁改修工事設計監理業務	西市町無量寺2番地1	(株)トクオ	1,512,000	6/2～12/4
側溝改良工事	神野町外1地内	(有)八信建設	8,208,000	6/5～10/2
側溝改良工事	中本町外1地内	関戸工業(株)	9,180,000	6/5～10/2
区画線設置工事	八剣町地内外	(株)中部道路施設	3,402,000	6/1～7/30

●「働き方改革」のさらなる推進についての取組のお願い 「夏の生活スタイル変革」を加えた取組



愛知労働局では、「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めています。今年2月には、愛知県や県内主要労使団体とともに「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を採択し、気運の醸成を図っています。

また、早朝から明るくなる夏場を契機に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用して「早く出勤して早く帰る」働き方に変える「夏の生活スタイル変革」を推奨しています。

「働き方改革」について詳しくは愛知労働局のホームページ（検索エンジンで

『愛知の働き方改革』と入力し検索してください。）をご覧ください。

▼問合先 愛知労働局労働基準部労働時間課（名古屋市中区三の丸2・5・1名古屋合同庁舎第2号館、☎052・972・0254、☎052・972・1888）

これから事業をはじめの人へ

●岩倉市創業等支援資金融資信用保証料の助成金と利子補給補助金の制度をご利用ください

愛知県では、事業を営んでいない個人で、1カ月以内に個人でまたは2カ月以内に会社を設立して、県内で事業を開始しようとする具体的計画を有している人と県内で事業を開始した日から5年を経過していない個人または会社を対象に愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けられます。

岩倉市では、この愛知県の融資を受けられた人を対象に、創業等の負担軽減と市内産業の発展および振興

を目的にその融資に係る信用保証料の助成と利子の一部を補助していますので該当される人はご利用ください。

愛知県経済環境適応資金創業等支援資金融資の概要
・貸付限度額：2千500万円（一定の自己資金を有することが必要です）
・貸付期間・利率
・運転資金・設備資金

1・3割
4年以上5年以内：年

6年以上7年以内：年

1・4割
9年以上10

年以内：年1・5割

岩倉市創業等支援資金融資信用保証料補助金

▼補助対象 (1)市内に事業所を有するまたは、市内に事業所を有する予定の個人または法人

(2)融資に係る保証料を一括納付した人

(3)市税の滞納がない人

▼助成額 信用保証書記載の保証料の全額（100円未満切捨て）

岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金

▼補助対象 (1)市内に住所を有する個人または市内に本社を置く法人（市内に住所を有する予定の個人または市内に本社を置く予定の

法人を含む）
(2)融資を受けた人
(3)市税の滞納がない人
▼補助金額 当初12月分の利子の額（上限月額1万円）
▼申込・問合先 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）

●事業主の人へ各種助成金のご案内

愛知労働局が取り扱う助成金については、現在19種類あります。

主なものは
・障害をお持ちの人や、60歳以上の高齢者等を新たに雇用した場合
・3カ月を限度として、対象労働者を試行的に雇用した場合
・有期契約の人を正規職員として転換した場合
・現社員に対して職業訓練を計画に沿って実施した場合

その他にも各種助成金がありますが、支給には一定の要件があります。

詳細は愛知労働局ホームページ下部の「あいち雇用助成金 各種助成金案内」のバナーから参照してください。

青少年が心身ともに明るく健やかに成長することは、子を持つすべての親の願いであります。しかし、インターネットの有害サイト等により青少年が犯罪に巻き込まれる事件が起きるとともに、児童虐待や児童ポルノ等の犯罪被害に遭う青少年が増加傾向にあるなど、非行防止・被害防止の両面において予断を許さない状況にあります。

●青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期）

(http://aichi-roudoukyoku.jp/site/mhlw.go.jp/houreiseido_tetsuzuki/kakushu_josekin/、120129.html)
▼問合先 愛知労働局あいち雇用助成室（☎052・219・5518）

そこで、青少年が解放感等から有害環境等に接する機会が多くなる夏休み期間中を中心に7・8月を強調月間と定め「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期）」を実施します。家庭・学校・地域社会がそれぞれの果たすべき役割を認識し、大人が率先し

青少年が心身ともに明るく健やかに成長することは、子を持つすべての親の願いであります。しかし、インターネットの有害サイト等により青少年が犯罪に巻き込まれる事件が起きるとともに、児童虐待や児童ポルノ等の犯罪被害に遭う青少年が増加傾向にあるなど、非行防止・被害防止の両面において予断を許さない状況にあります。

市では、「広報いわくら」をより多くの皆さんに提供できるようにスマートフォン



●スマートフォン用無料アプリ「i広報紙」をご利用ください

▼主催 愛知県、愛知県教育委員会、愛知県警察本部、愛知県青少年育成県民会議
▼問合せ 愛知県尾張県民事務所県民安全課総務・広報グループ 丹羽（☎052・961・1447）

て規律ある行動を示すとともに、県民すべてが力を合わせて非行防止機能の再生・活性化、青少年の健全な育成を図るための運動や青少年の被害防止を図るための運動を集中的に展開します。
▼強調期間 7月1日（水）～8月31日（月）
▼スローガン 非行の芽はやめにつもう みな我が子
は

・性別、生年月、お住まいの地域などを入力して設定
・発行日に利用者の端末に自動でお知らせ（プッシュ通知）が届きます
・画像の切り取り、保存ができる

QRコード



iOS版



Android版

用無料アプリ「i広報紙」を4月から導入しました。この無料アプリをダウンロードし登録すると、毎月15日の発行日にお知らせが届き、いつでもどこでもスマートフォン等で広報紙を読むことができます。ぜひご利用ください。
i 広報紙を利用するには：
①左記QRコード、もしくは
<http://www.zaigenkakuhon.com/kouhoushi>
無料アプリ「i広報紙」をインストール

●庭木等の樹木を適切に管理しましょう
樹木や生垣が道路に覆いかぶさると通行の妨げになります。枝葉が標識や歩行者等を隠し、ドライバーの見落としによる交通事故につながったり、枝が歩行者や車両等を傷つけたりすることがあり、大変危険です。
こうした私有地の樹木が道路に張り出していることや、落ちた枝等が原因で事故が発生した場合には、所

できるため、メールへの添付やSNS等でシェアができます
・ページめくりや拡大・縮小も画面に触れるだけで簡単にできます。
・バックナンバーあり（設定した居住地の広報紙をリストから閲覧できます）。
※居住地は2つまで設定可能です。
・くらしの電話帳から居住地1として設定した自治体の電話番号情報が配信され、直接電話ができます。
▼問合せ 協働推進課広報情報グループ（☎38・5802）

有者が責任を問われることがありますので、庭木等の樹木を所有される皆さんは定期的な剪定・清掃等、適切な管理をお願いします。
▼問合せ 維持管理課管理グループ（☎38・5813）

気軽にお金を借りられることから、サラリーマン金融（サラ金）の利用に関するトラブルが起きています。トラブルが起きる前に、法律の専門家に相談することが大切です。
市では、愛知県弁護士会が開設している「サラ金・クレジット被害相談」（初回の相談料は無料。2回目の相談料を補助します）と「消費生活相談」に相談された場合に、相談料の5千400円（上限）を補助しています。補助を受けるには、事前に市民相談室で相談を受けることが必要です。詳しくは、お問い合わせください。
▼問合せ 市民相談室（☎38・5822）

●サラ金および悪質商法の相談料を補助します
気軽にお金を借りられることから、サラリーマン金融（サラ金）の利用に関するトラブルが起きています。トラブルが起きる前に、法律の専門家に相談することが大切です。
市では、愛知県弁護士会が開設している「サラ金・クレジット被害相談」（初回の相談料は無料。2回目の相談料を補助します）と「消費生活相談」に相談された場合に、相談料の5千400円（上限）を補助しています。補助を受けるには、事前に市民相談室で相談を受けることが必要です。詳しくは、お問い合わせください。
▼問合せ 市民相談室（☎38・5822）

予約の多かった本
（4月～5月）
①鹿の王 下 （上橋 菜穂子著）
②鹿の王 上 （上橋 菜穂子著）
③火花 （又吉 直樹著）

★マザールンドの月 サリー・ガードナー著 三辺 律子訳
※その他の新着図書については、図書館ホームページ（<http://www.iwakura-library.com/>）をご覧ください（ホームページから貸出中の図書の予約ができます）。
★名古屋うみやあもんのうた 長谷川 義史著
★東京デイズニールゾート 堀井 憲一郎著
★私の息子はサルだった 佐野 洋子著
★児童新着図書
★新着図書のご案内
一般新着図書
便利帖

図書館ニュース
（☎37・6804）
（7月は6日（月）、13日（月）、31日（金）が休館日です）
新着図書のご案内
一般新着図書
★私の息子はサルだった 佐野 洋子著
★東京デイズニールゾート 堀井 憲一郎著
★児童新着図書
★名古屋うみやあもんのうた 長谷川 義史著
★マザールンドの月 サリー・ガードナー著 三辺 律子訳
※その他の新着図書については、図書館ホームページ（<http://www.iwakura-library.com/>）をご覧ください（ホームページから貸出中の図書の予約ができます）。
▼問合せ 市民相談室（☎38・5822）

★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。

なお、物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品(6月10日現在)

▶**譲ります(有償)** 五月人形、破魔弓のセット、ウィンドウ型エアコン(取付枠付)

▶**あげます(無償)** 長持、チャイルドシート、紙パック式電気掃除機、幼児用キャラクター図柄まくら、木製勉強机(小学校高学年向)、女子用スクール水着(170cm)、バランスボール

▶**求めます** 岩倉中学校女子用コート(約165cm)、ノートパソコン、デスクトップ型パソコン、ピアノ、三輪車または屋外で乗るタイプのおもちゃ、CDラジカセ、学習机、食器棚、幼児用自転車(約23インチ)、岩倉南部中学校女子用制服・体操服、小学生女子用スカート付スクール水着、岩倉南小学校入学用品(体操服、帽子など)、男子用ランドセル、キックボード、犬用ワイドサイズトイレトレー・トイレシート、卓上ピアノ、可変速付自転車(約26インチ)

※掲載中のものでも、交渉中や交渉が成立している場合があります。岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でも確認できます。

▶**問合せ** 商工農政課商工観光グループ(☎38-5812)

●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所を開設しています。

▼**とき** 毎月第3木曜日午後1時～4時(7月16日・8月20日・9月17日)

▼**ところ** 市役所1階市民相談室

▼**相談員** NPO法人「クレサラあしたの会」の司法書

士、ボランティアスタッフ
▼**主な相談内容**

クレジットサラ金返済問題解決、借入に頼った生活の見直し、借入金の法的整理後の生活再建支援など
※相談の際には契約書等の借入のわかる書類をお持ちください。相談による家族、個人の秘密は厳守します。で、安心してご相談ください。
※相談料は無料です。
※予約優先で行っています。
▼**予約・問合せ** クレサラあしたの会(☎080-3289-7704)

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

お気軽にご相談ください

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。
なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般・消費生活相談

月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■消費生活専門相談

毎月第1～第4金曜日午前9時～正午

※多重債務問題等に関する相談をお受けします。

お気軽にご相談ください。

■年金相談

7月1日(水)午前10時～午後3時

■法律相談(予約制…定員各6人)

7月14日(火)・22日(水)午後1時～4時

※7月の法律相談は7月1日(水)午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

7月8日(水)午後1時～4時

■不動産相談

7月9日(木)午後1時～4時

■人権相談

7月10日(金)午後1時～4時

■行政相談

7月10日(金)午後1時～4時

■戦没者遺族相談

7月17日(金)午後1時～4時

■若年者就職相談

7月27日(月)午後1時～4時

■税務相談

8月6日(木)午後1時～4時

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶**とき** 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

Na prevenção contra a hipertermia (necchusho) é muito importante “evitar o calor” e “beber água”!

熱中症の予防には「暑さを避けること」と「水分補給」が大切です!

A hipertermia é uma condição física que apresenta a desidratação como um dos sintomas, que devido a retenção de calor no organismo, não consegue regular a temperatura corpórea. Em casos de agravamentos existe a possibilidade de até levar a morte.

A maioria dos casos de hipertermia ocorrem nos meses de julho e agosto. Pode ocorrer quando a umidade estiver alta, mesmo que a temperatura não esteja elevada, pois a temperatura varia amplamente de 22 a 37 graus. A maioria dos casos ocorrem das 10:00 as 18:00. Então, tome muito cuidado quando for sair.

● Vamos evitar o calor

As atividades realizadas ao ar livre em dias quentes, são bastante perigosas mesmo tomando bastante líquido. Vamos evitar de sair em dias de clima muito quente (ao sol escaldante). Quando for sair, é importante evitar a incidência direta dos raios solares com o uso de chapéu, guarda-sol, etc.

● Vamos controlar a temperatura utilizando o ar-condicionado. Mesmo dentro de casa, tem ocorrido vários casos de idosos com hipertermia. Por isso poder visualizar o calor e a umidade, vamos instalar um termômetro com higrômetro (medidor de umidade); e também vamos utilizar o ar-condicionado para que a temperatura ambiente não ultrapasse os 28 graus e o grau de umidade 70%. (Deve tomar cuidado também com refrigeração demasiada).

● Vamos tomar água com frequência, antes de sentir que a garganta esta seca.

Mesmo não fazendo nada, o nosso corpo perde cerca de 900 mililitros de água através da respiração, da transpiração da pele, etc. E além disso perdemos água durante a rotina do dia-a-dia, sendo necessário beber cerca de 3 litros de água (aproximadamente 8 copos de água). Recomenda-se beber 200ml de água (chás, bebidas esportivas, etc) à cada 15 à 20 minutos quando for realizar atividades ao ar livre, caminhadas, etc.

O álcool não é considerado como consumo de água, pois aumenta a quantidade de perda de água (líquido) através do suor, urina, etc.

● Muita atenção, caso apresentar alguns dos sintomas abaixo!

- ① Perda de ânimo repentinamente.
- ② Ausência de consciência.
- ③ Dor de cabeça.
- ④ Tontura (vertigem) e ânsia de vômito.

● Caso ficar com hipertermia:

Em casos de「Perda de consciência」ou quando o paciente 「Responde de forma estranha ou anormal」chame imediatamente a ambulância. E também em casos que o paciente 「não consiga ingerir água por esforço próprio」é necessário transporta-lo imediatamente ao hospital. Em casos de suspeita de hipertermia, comunique imediatamente à uma unidade de emergência ou instituição médica. No verão escaldante nunca exagere, vamos nos empenhar em não ficar com hipertermia.

Dia da coleta do lixo reciclável

分別収集の日

03/07(sex) • Sono Cho • Inari Cho • Taisanji Cho • Taisanjimoto Machi • Taisanjihon Machi • Gojo Cho • Daiichiba Cho
07/07(ter) • Yatsurugi Cho • Inoue Cho • Kamino Cho • Ishibotoke Cho
10/07(sex) • Higashishin Machi (IwakuraDanchi)
14/07(ter) • Daichi Cho • Daichishin Machi • Chuo Cho • Minamishin Machi • Kawai Cho • Kitajima Cho • Noyori Cho

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

古紙と古着の日

03/07(sex) • Shimohon Machi • Showa Cho • Asahi Machi • Sakae Machi 2 Chome • Shinyanagi Cho • Shinyanagi Cho1ku
07/07(ter) • Nakahon Machi • Higashi Machi • Suzui Cho
11/07(sab) • Higashishin Machi (IwakuraDanchi)
14/07(ter) • Saichi Cho • Hon Machi • Miyamae Cho • Sakae Machi 1chome

● Informações (☎ 3 8 - 5 8 0 7)

Disponível intérprete em português

保健師すこやか日誌

赤ちゃんから高齢者まで 地区の担当保健師が あなたの健康を応援します！



Q. 地区の担当保健師とは？

保健センターでは、行政区ごとに担当の保健師を配置し、保健活動を行っています。
地区担当保健師は、保健推進員活動をはじめとした地域の健康づくりに取り組んでいます。

また、赤ちゃんが誕生したご家庭（第1子、ご希望により第2子以降も）に家庭訪問し、子育ての相談や体重測定、予防接種の説明などを行い、育児を支援しています。

妊娠中から出産後、育児、大人の健康づくりまで、地区担当保健師が応援しますので、お気軽に声をかけてください。

～地区の担当保健師を紹介します～

行政区名	担当保健師名
南新町、大地町（大地新町）、曾野町、中央町	岡崎
大市場町、稲荷町（昭和町）、五条町、泉町	水野
石仏町、井上町、中野町、鈴井町	井手上 ^{い で う え}
野寄町、大山寺町、新柳町1区、八剣町	竹田
中本町、川井町、東町、神野町	河邊 ^{かわ べ}
下本町（旭町）、西市町（宮前町）、新柳町、北島町	柴田
本町門前・北口・上市場（栄町）、東新町	長谷川



保健センターには、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士もいます。食生活や歯の健康、運動習慣、介護予防のことなど、お気軽にご相談ください！

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内☎37-3511）まで。



空 科学クラブ岩倉 音と空気の不思議 気の力ってすごい!

5月24日(日)、くすのきの家で、理科サークルユリイカ主催の「科学クラブ岩倉 音と空気の不思議」が開催されました。

この催しでは、音と空気を使ったサイエンスショーを通じて、音の伝わり方や普段意識していない空気の力について学びました。

参加した子どもたちは、空気の力でボールの球を持ち上げる実験や風船を空気の力で浮き上がらせる実験、筒を振って音を出す実験、何十メートルも飛ぶ紙飛行機作りなどに興味津々で、「すごいねー!」という歓声を上げていました。



音 セントラル愛知交響楽団第21回岩倉定期 演奏会～和太鼓・大地の鼓動 と鼓動で迫力満点!

5月31日(日)、総合体育文化センターでセントラル愛知交響楽団第21回岩倉定期演奏会～和太鼓・大地の鼓動が開催されました。

この日の演奏では、セントラル愛知交響楽団とあすなろ太鼓による合同演奏が披露され、参加した人たちは迫力満点の演奏に酔いしれました。



共

アダプトプログラムの日
にまちをきれいに

5月30日(土)、アダプトプログラムの一斉実施日として清掃活動が行われました。

アダプトプログラムは、公園・道路などの里親制度で、自分たちの地域を自分たちできれいにしようという気持ちを持つ市民の皆さんによって実施されています。

今年は、大矢公園で市長感謝状の贈呈、アダプトプログラムスローガン宣言などが行われた後、大矢公園とその周辺の清掃活動を行いました。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。 ●申込先 協働推進課広報情報グループ(☎38-5802)まで。

7月のカレンダー

1	水	★健康チェックの日(受付9:00～11:00) ★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
2	木	★母子健康手帳の交付 ★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診
3	金	★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診 分別収集／曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町 古紙と古着の日／下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区
4	土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
5	日	㊥休日急病診療(押谷誠 おしたにクリニック) 日曜資源回収(e-ライフプラザ)9:00～12:00 日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30～12:00)
6	月	★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診
7	火	★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診 分別収集／八剱町・井上町・神野町・石仏町 古紙と古着の日／中本町・東町・鈴井町
8	水	★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
9	木	★母子健康手帳の交付 ★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診
10	金	★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診 分別収集／東新町(岩倉団地)
11	土	古紙と古着の日／東新町(岩倉団地) 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
12	日	㊥休日急病診療(向井研 いわくら耳鼻咽喉科) 日曜資源回収(消防署東側防災公園)9:00～12:00 日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30～12:00) ※正午から市役所市民スペースはお休みです。
13	月	★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診
14	火	★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診 分別収集／大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町 古紙と古着の日／西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
15	水	★健康チェックの日(受付9:00～11:00) ★健康診査、成人歯科健康診査、肺がん・結核検診 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道

★印は、保健センターで行います。休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。岩倉市のホームページをご覧ください。

岩倉市の人口

	6月1日現在	前月比	前年比	前月詳細
総人口	47,680人	-2人	125人	出生 36人
男	23,813人	-11人	135人	死亡 21人
女	23,867人	9人	-10人	転入等 177人
世帯	20,755世帯	5世帯	274世帯	転出等 194人

- 毎月2回 1日・15日発行
- 岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>
- 岩倉市Eメールアドレス(代表)
koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
- 編集 総務部協働推進課広報情報グループ
- 発行 岩倉市役所
- 〒482-8686愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
- ☎ 0587-66-1111 FAX0587-66-6100



この印刷は環境にやさしい
植物油インキを使用しています。

電話番号案内

- 戸籍、住民票、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療 等
市民窓口課(☎0587-38-5807)
- ごみの収集・処理、犬・猫などペットの死体処理、
公害、環境保全 等
環境保全課(☎0587-38-5808)
- 保育園、児童福祉、児童手当 等
子育て支援課(☎0587-38-5810)

防災無線テレホンサービス

☎0587-37-0099

消防テレホンサービス

☎0587-38-3119

救急医療情報センター

☎0586-72-1133

㊥休日急病診療所(日曜日・祝日)

☎0587-66-4708

受付 9:00～11:30

13:00～16:30

㊥小児救急外来

江南厚生病院内(こども救急診療室)

☎0587-51-3333

○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日

受付 8:30～16:30

○第1・3土曜日

受付 12:20～16:30

愛知県小児救急電話相談

☎#8000

☎052-962-9900

○毎日

受付 19:00～翌朝8:00



確認してください

お近くの**避難場所**



㊥JA愛知北岩倉支店

JA愛知北岩倉支店は、本町の交差点の北西側に位置しています。住所は本町神明西11-2です。一度ご確認ください。

広報いわくら音声版(CD)を用意しています。また、ホームページでも公開しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。

●問合先 協働推進課広報情報グループ(☎38-5802)